



山県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において10日の範囲内の期間

同条第2項各号列記以外の部分中「前項第11号」を「前項第5号の2、第11号」に、同項ただし書中「第13号から第16号まで」を「第5号の2及び第13号から第16号まで」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(人委・職員課)

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月17日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

#### 富山県人事委員会規則第23号

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第8号」の次に「及び第13号から第15号まで」を加え、同項に次の5号を加える。

- (11) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (12) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- (13) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であ

ると認められる場合 一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会の定める時間の範囲内の期間

(14) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 人事委員会の定める期間内における2日の範囲内の期間。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会の定める時間の範囲内の期間

(15) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。次項第3号ア及びウを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会の定める時間の範囲内の期間

第9条第2項各号列記以外の部分中「第4号から第7号まで及び第10号」を「第2号から第5号まで及び第8号」に改め、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同号中「（勤務時間条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。第5号ア及びウを除き、以下同じ。）」を削り、第4号を第2号とし、同号中「（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」を削り、「人事委員会の定める期間」を「人事委員会の定める時間」に改め、第5号を第3号とし、同号中「第7号」を「第5号」に改め、「人事委員会の定める期間」を「人事委員会の定める時間」に改め、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、第10号を第8号とし、同号中「第12号」を「第10号」に改め、第11号及び第12号を2号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第2号」を「第1項第11号及び

第12号」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(人委・職員課)

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月17日

富山県人事委員会

委員 長 久 保 精 一 郎

**富山県人事委員会規則第24号**

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第3号中「第65条の2」を「第65条の3」に改め、同項第4号中「第65条の3」を「第65条の4」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・職員課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

**富山県告示第489号**

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
V・drug 魚津北鬼江薬局	魚津市北鬼江二丁目21番5号	精神通院医療		令和3年12月1日

**富山県告示第490号**

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
オーク薬局 秋吉店	富山市秋吉138番地2	精神通院医療		令和3年12月1日

**富山県告示第491号**

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
クスリのアオキ 下大久保薬局	富山市下大久保 1095番地 1	精神通院医療		令和3年12月 1 日

### 富山県告示第492号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
クスリのアオキ 滑川薬局	滑川市柳原61番 地 5	精神通院医療		令和3年12月 1 日

### 富山県告示第493号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
クスリのアオキ 金屋本町薬局	高岡市金屋本町 3番7号	精神通院医療		令和3年11月15日

### 富山県告示第494号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
クスリのアオキ 向新庄薬局	富山市向新庄町 二丁目2番40号	精神通院医療		令和3年12月1日

### 富山県告示第495号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
金屋アルブ薬局	高岡市金屋町13番55号	精神通院医療		令和3年11月1日

### 富山県告示第496号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
訪問看護ステーション美来	魚津市石垣新2836番地16	精神通院医療		令和3年12月9日

### 富山県告示第497号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和3年12月15日県営農地整備事業三ヶ地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗



**富山県告示第498号**

## 保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 保安林の所在場所

富山県下新川郡入善町五十里1から4まで、5の1から5の3まで、下飯野15の1・16の1・17の1・18の1・22（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

潮害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**富山県告示第499号**

## 土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
下梨(1)	南砺市下梨の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
中畑(1)	南砺市中畑の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
瀬戸(2)	南砺市大鋸屋の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部解除
瀬戸(3)	南砺市大鋸屋の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県告示第500号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
小二又(1)	南砺市小二又の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部解除



**随意契約の相手方等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和3年12月17日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県自治体情報セキュリティクラウド更新業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県知事政策局デジタル化推進室情報システム課 富山市新総曲輪1番7号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年10月7日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

HTNet・IIJ 富山県情報セキュリティクラウド共同企業体 石川県金沢市西念一丁目1番3号

## 5 随意契約に係る契約金額

97,309,960円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため